

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業 事業実施候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業」の事業実施候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、業務説明書及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式等は別に定める。

- (1) 事業の実施方針・実施体制
- (2) 事業の効果及び継続性
- (3) 業務の実績
- (4) サービスの内容
- (5) 事業者としての社会的貢献の取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業実施方針及び事業実施体制の妥当性等
- (2) 業務の実績等
- (3) 提案内容の妥当性等
- 2 プロポーザルの評価は、提案者の提案内容に対するヒアリング及び走行試験による確認によって行うものとする。
- 3 評価結果に基づき、提案者の順位を決定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により順位を決定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 本事業に係るプロポーザルの評価を行うため、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 提案内容に対するヒアリング
- (3) 走行試験の評価
- (4) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (5) 評価の集計及び報告

2 評価委員会について次のとおり定め、委員長及び副委員長を置く。

名 称	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会
所掌事務	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業に係るプロポーザルの評価に関すること
委員長	脳卒中・神経脊椎センター薬剤部副薬剤部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター看護部業務担当師長
委員	脳卒中・神経脊椎センター検査部検査技師
委員	脳卒中・神経脊椎センター臨床工学部担当係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課経営企画係長
委員	脳卒中・神経脊椎センター総務課物品管理係長
事務局	脳卒中・神経脊椎センターD X推進室

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、5人以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員は、評価結果を脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査し、事業実施候補者を特定する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この実施要領は、令和8年7月10日から施行する。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業 公募型プロポーザル募集要項

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業

2 募集及び選定のスケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
令和8年7月10日（金）	公募開始	
令和8年7月29日（水） 17時	「参加意向申出書」等提出期限	電子メール（PDF ファイル）
令和8年7月30日（木）	「参加資格確認結果通知書」送付	電子メール（PDF ファイル）
令和8年8月10日（月） 12時（正午）	「質問書」提出期限	電子メール（PDF ファイル）
令和8年8月13日（木）	「質問回答書」公表	横浜市ホームページで公表 ※質問なしの場合公表なし
令和8年8月20日（木） 17時	「提案書」等提出期限	電子メール（PDF ファイル）
令和8年9月1日（火） （予定）	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」（ヒアリング）開催	詳細は別途通知
令和8年9月2日（水） ～7日（月）（予定）	「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」（走行試験、1日につき1者）開催	詳細は別途通知
令和8年9月上旬（予定）	脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会付議（事業実施候補者の特定）	
令和8年9月上旬（予定）	「結果通知書」送付	電子メール（PDF ファイル）
令和8年10月1日（木） （予定）	契約締結	

3 事業の概要

- (1) 事業の趣旨及び内容
別紙「業務説明書」のとおり。
- (2) 事業形態
本事業の趣旨及び内容を満たすものであれば、事業形態は問いません。
- (3) 事業実施者の選定方法
公募型プロポーザル方式によります。
- (4) 契約期間
契約決定した日から5年間とします。
- (5) 契約期間満了後の措置

事業実施者は、契約期間満了等によって事業を終了したときは、自らの負担で速やかに原状回復を行うこととします。ただし、初期導入段階で実施した施設・設備の改修や什器等の残置について病院が認める場合には、この限りではありません。

(6) その他

本事業においては、他の法人と協力・共同で事業を行うことを前提として提案を行うことも可とします。

4 参加要件

本事業のプロポーザルに参加できる者は、契約期間において確実に事業を遂行する能力を有する法人で、次に掲げる全ての条件を満たしていることを要件とします。

なお、本事業を遂行するにあたって参加意向申出を行った者に協力し共同で事業を行う法人がある場合には、その者について次の(1)及び(2)の条件を満たしていることを要件とします。

(1) 応募時点で、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第1項に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中の者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中の者。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中の者。

オ 「参加意向申出書（様式1）」の提出期限から事業実施候補者の特定の日までの間に、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けている者。

カ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第51号）第2条第2号から第5号までに該当する者。

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者。

(2) 横浜市医療局病院経営本部契約規程第3条第2項に基づき定められた横浜市医療局病院経営本部物品・委託等に係る競争入札取扱要綱第3条第1項各号の要件を全て満たす者。

(3) 令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）において、

種目「015 コンピュータ類」のうち細目「A コンピュータ類」

種目「350 その他の委託等」のうち細目「Z その他の委託等」

種目「402 一般賃貸」のうち細目「E その他リース」又は細目「F レンタル」

のいずれかに登録が認められた者であること。ただし、応募時点で本条件について申請中であり、事業実施候補者を決定する期日までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではありません。

(4) 令和4年4月1日から「参加意向申出書（様式1）」提出日までの期間に、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院で、かつ病床数200床以上を有する施設において、本事業と同様の自律搬送ロボット（以下「ロボット」という。）を導入し運用している実績があること。なお、他の法人との協力・共同により本事業と同様のロボットの導入・運用実績がある場合については、当該実績に含めることを可とします。

5 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加する意向のある者は、下記の書類を、原則PDFファイルで電子メールにて提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

他の法人と協力し共同で事業を行う場合は、代表者が参加意向申出者となり、協力・共同事業実施者の名称を記載して提出してください。

イ 入札参加資格審査申請書の写し

これは、令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登録

されていない場合に提出するものです（「4 参加要件」(3)参照）。

ウ 業務経歴書（様式2）

「4 参加要件」(4)の実績について、対象病院の病床数及びロボットの導入台数も含め記載してください。他の法人との協力・共同により本事業と同様の実績がある場合については、その旨記載した上で当該実績に含めることを可とします。

なお、案件数が5件を超える場合は、本様式の内容に準じた別紙を添付してください。

エ 参考見積書（様式3）

初期導入経費、運用経費（年間及び5年間）及び総経費の金額（税抜き）を記載し、内訳書を添付してください。なお、エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの連携、通信環境の整備等、提案者が直接実施するか否かに関わらず本事業の遂行に必要な全ての経費を参考見積書の金額に算入することとします。

なお、提出日から「10 提案内容の説明及びこれに対するヒアリング」の実施日の前日までの間、病院からその内容を確認する場合があります。

オ 企業としての取組確認票（様式4）

カ 損益計算書、貸借対照表（単独決算直近3期分）

様式は任意とします。

キ 会社概要又は事業概要等

応募者の事業内容、事業の経歴・概要が分かるものを提出してください。パンフレット等でも可とします。

(2) 提出期限

令和8年7月29日（水）17時

(3) 提出方法

電子メール（必要に応じて大容量ファイル転送サービス等を利用することも可とします。）

注意事項

- 「参加意向申出書（様式1）」については、代表者印（協力・共同事業者がある場合はその法人の代表者印も必要です。）を押印した上でスキャンしPDFファイルとして提出してください。
- 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。また、提出後に必ず提出先に電話にて連絡してください。

(4) 参加資格確認結果の通知

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての応募者に対し、「参加資格確認結果通知書（様式5）」を電子メールにより通知します。

ア 通知日

令和8年7月30日（木）

イ その他

(ア) 参加資格を満たす者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式6）」を併せて電子メールにより通知します。

(イ) 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算日として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く5日後（本件においては令和8年8月6日）の17時まで提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算日として休日等を除く5日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

6 質問について

本募集要項等の内容について疑義のある場合は、「質問書（様式7）」を提出してください。

質問内容及び回答については、参加資格を満たす全ての者に対し、「質問回答書（様式8）」にて回答します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和8年8月10日（月）12時（正午）

(2) 提出方法

電子メール

送信形式はテキスト形式とし、質問書は Word ファイルで添付してください。

(3) 回答日

令和8年8月13日（木）

(4) 回答方法

横浜市ホームページにて公表（質問がない場合、公表はありません。）

7 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書（様式9）

イ 企画書（任意様式）

企画書の必須記載事項

- 事業実施方針
業務の目標、実施方針、業務スケジュール、進捗管理方法等について記載してください。
- 事業実施体制
各種調整や準備等に必要な工程を踏まえ、運営を確実にを行うための責任体制、事故等の緊急時の対応等、安全管理体制について記載してください。
- 技術力
「業務説明書」及び「提案書評価基準」の内容を踏まえ、ロボットの基本仕様、走行安定性・安全性、搬送スケジュールの柔軟性、搬送の持続性、操作性といった性能のほか、病院にとって有用と思われる独自の機能、提案及びアピールしたいことを記載してください。
- 病院運営に対する理解及び配慮
病院の施設・設備や病院運営の状況を踏まえ、エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの連携、充電ステーション設置、通信の確保、外部環境への影響等に対する対策、経営効果等のほか、提案やアピールしたいことを記載してください。
- SDGs の取組
温室効果ガス（CO2 排出量）の削減、プラスチック対策等の社会貢献活動等、提案者の SDGs（Sustainable Development Goals）の取組を記載してください。

企画書の記載事項に関する補足

- 業務の実績については、「参加意向申出書（様式1）」とともに提出いただく「業務経歴書（様式2）」に基づき評価しますので、企画書への記載は省略して構いませんが、記載する場合は、その内容を「業務経歴書（様式2）」の記載内容と一致させてください。
- 財務状況については、「参加意向申出書（様式1）」とともに提出いただく損益計算書及び貸借対照表に基づき評価しますので、企画書にその内容を記載する必要はありません。
- ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組及び健康経営に関する取組については、「参加意向申出書（様式1）」とともに提出いただく「企業としての取組確認票（様式4）」に基づき評価しますので、企画書にその内容を記載する必要はありません。

企画書の作成に係る注意事項

- 企画書は PDF ファイルで原則 A 4 版縦、文章は横書きとなるよう作成してください。ただし、横にした方が見やすいものについては A 3 版横として別添とすることも可とします。また、作成後は他の者が編集できないようにしてください。
- 企画内容は、文書、イメージ図、イラスト等を使用し分かり易く簡潔に記載してください。
- 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとしてください。また、各頁には頁番号（通し番号）を記載してください。
- 表紙となる「提案書（様式 9）」を除き、社名等（代表者氏名、社員氏名、企業ロゴ等を含む）提案者を特定できる情報は一切表記しないでください。
- 提出後に必ず提出先に電話で連絡してください。提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 20 日（木）17 時

(3) 提出方法

電子メール（必要に応じて大容量ファイル転送サービス等を利用することも可とします。）

(4) その他

- ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- イ 所定の様式等以外の書類については受理しません。
- ウ 提案書提出後、病院事業管理者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された書類は返却しません。
- オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- カ 提案内容の変更は、明らかな誤字・脱字を除き原則として認めません。

8 辞退について

「参加意向申出書（様式 1）」提出後、又は「参加資格確認結果通知書（様式 5）」の受領後に辞退する場合は、「**辞退届（様式 10）**」を電子メールにて提出してください。

9 事業実施候補者の特定

本事業における優先交渉権を有する事業実施候補者の特定方法については、まず「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」が、提案者から提出された提案書の内容とこれに対するヒアリング、提案者による走行試験の結果について評価を行い、結果を「脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会」に報告します。

「脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会」では、その評価結果を踏まえて審査を行い、評価基準点を満たした提案者のうち最も評価点の高い者を事業実施候補者として特定します。

10 提案内容の説明及びこれに対するヒアリング

(1) 実施日時

令和 8 年 9 月 1 日（火）（予定）、1 者あたり 40 分程度（質疑応答含む）

※ あくまでも予定であり、変更となる可能性があります。

(2) 実施場所

横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 2 階会議室

(3) 実施方法

ヒアリング時は提案書を使用し、提案者（「参加資格確認結果通知書（様式 5）」を受領した者）が口頭で説明を行うこととします。その際、会場に設置するディスプレイにて動画を

表示して説明に補足することはできますが、提案書に記載のない内容については認めません。また、資料の変更・追加は認めません。

(4) 機材等

ノートパソコンの持込みを可とします。会場に設置されている大型ディスプレイ（85V 型、インターフェース：HDMI 端子）は使用可としますが、その他の機材は使用不可とします。

(5) 出席者

3 名以下で必要最小限としてください。

(6) その他

時間・場所等の詳細については、別途通知します。

11 走行試験

(1) 実施日時

令和 8 年 9 月 2 日（水）～ 7 日（月）（予定）

※ あくまでも予定であり、変更となる可能性があります。

(2) 実施場所

横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

(3) 実施方法

1 階からエレベーターを経由して上階の病棟まで搬送物を搬送する走行試験を実施し、走行の安全性、周囲への影響、搬送前後の搬送物の状態等を評価します。

走行試験は 1 日あたり 1 者について実施することとし、午前中は提案者において走行試験用ルートの設定等の準備を行い、実際の走行は午後に行うこととします。

(4) 出席者

3 名以下で必要最小限としてください。

(5) その他

ア 走行試験の実施に係る費用は、提案者の負担とします。

イ 走行試験段階で整備されていない環境要因（通信の不足、エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの未連携等）によって一時的に動作不良となった場合には手動操作を可とし、これについては直接の評価対象としません。

ウ 走行試験の実施後、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」から質問する場合があります。

エ その他、走行試験の具体的な実施日等の詳細については、別途通知します。

12 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

(1) プロポーザルの実施、事業実施候補者の特定に関すること

名 称	脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会
委 員 長	脳卒中・神経脊椎センター管理部長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課庶務係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課経営企画係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課施設係長
委 員	その他委員長が必要と認める者

(2) プロポーザルの評価に関すること

名 称	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会
委員長	脳卒中・神経脊椎センター薬剤部副薬剤部長
副委員長	脳卒中・神経脊椎センター看護部業務担当師長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター検査部検査技師
委 員	脳卒中・神経脊椎センター臨床工学部担当係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課経営企画係長
委 員	脳卒中・神経脊椎センター管理部総務課物品管理係長

13 評価基準について

「提案書評価基準」のとおり

14 結果の通知

提案書を提出した全ての者に、特定の有無及びその理由を記載した「**結果通知書（様式 11）**」を書面により通知します。

(1) 通知日

令和 8 年 9 月上旬（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は病院事業管理者が通知を発した日の翌日を起算日として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）により定められる休日（以下、「休日等」とします）を除く 5 日後の 17 時まで提出先まで提出してください。病院事業管理者は、上記の書面を受領した日の翌日を起算日として休日等を除く 5 日以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

15 結果の公表

事業実施候補者の特定及び契約結果については、横浜市ホームページにて公表します。

16 各書類の提出先

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター D X 推進室
e-mail : by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp
電話番号 : 045-753-2578 / F A X 番号 : 045-753-2859

17 その他

(1) 提案書及びその他の提出書類の取扱い

ア 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみに使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはありません。

イ 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがあります。

ウ 提案書及びその他の提出書類は、事業実施候補者の特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがあります。

(2) プロポーザル手続きにおける注意事項

ア プロポーザルの実施のために本市から提供された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

イ 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

ウ プロポーザルは、事業実施候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ 病院は、後日、事業実施候補者として特定された者と本募集要項、業務説明書及び特定されたプロポーザル等に基づき契約を締結します。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

オ 「参加意向申出書（様式１）」の提出後、事業実施候補者の特定の日までの手続き期間中に、前述の「４ 参加要件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、その者が事業実施候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの

イ 提案書の各作成様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 「参加意向申出書（様式１）」の提出以降、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」の委員と本プロポーザルに関してヒアリング前に接触した者

ク ヒアリングに出席しなかった者

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 本プロポーザルは、令和７・８年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登録が認められることを事業実施候補者の特定条件とする案件とします。当該有資格者として認定されるまでの間、事業実施候補者の特定候補者となり、認定されない場合は、事業実施候補者として特定されません。

(6) 本プロポーザルに係る契約は、プロポーザル評価の結果通知後に契約書を作成・締結することによって確定するものとします。

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
----------	------------------------------

なお、本事業には次の者と協力し共同でこれに当たります。

協力・共同事業者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

(連絡担当者)
所 属
氏 名
電話番号
e-mail

(注意)

- 1 協力し共同で事業を行う者が 2 以上いる場合は、上記の情報と印のある別紙を添付し提出してください。
- 2 協力し共同で事業を行う者がいない場合は、「なお、本事業には」から「代表者職氏名 ㊞」までを取消線で消してください。

業 務 経 歴 書

横浜市病院事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

上記案件に関し、令和4年4月1日から「参加意向申出書（様式1）」提出日までの期間に次のとおり導入・運用中の業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容 (台 数)	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	☐ 元請 ☐ 下請				から まで
	☐ 元請 ☐ 下請				から まで
	☐ 元請 ☐ 下請				から まで
	☐ 元請 ☐ 下請				から まで
	☐ 元請 ☐ 下請				から まで

（注意）

- 1 案件ごとに提出してください。なお、案件数が多い場合には、別紙を添付して提出してください。
- 2 「業務説明書」に基づく業務又はこれと同種の業務について、該当期間中に導入・運用している実績を全て記載してください。なお、注文者は官公庁・民間を問いません。
- 3 下請業務等については、注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

様式3 (募集要項5 関係)

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参 考 見 積 書

次の件について、参考見積書を提出します。

件名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
----	------------------------------

1 初期導入経費（導入初年度のみ）

金額（税抜き）	金 円
---------	-----

※ 初期導入経費の詳細について内訳書を添付してください。

2 運用経費（5年間）

金額（税抜き）	年間	円	× 5年間	=	金	円
---------	----	---	-------	---	---	---

※ 年間運用経費の詳細について内訳書を添付してください。

3 総経費（5年間、上記1+2）

金額（税抜き）	金	円
---------	---	---

注意事項

- 1 参考見積金額は、消費税法第9条第1項に規定される免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
- 2 上記1～3の全ての金額について、下3桁ごとにカンマで区切ってください。
- 3 初期導入経費（導入初年度のみ）及び年間運用経費の内容が確認できる内訳書を添付してください。
- 4 「2 運用経費（5年間）」については、まず年間運用経費の金額を記載した上で、これに5を乗じて算出される5年間の運用経費の金額を記載してください。
- 5 本書における参考見積金額はあくまでもプロポーザルの評価に供するものであり、契約締結の際にはあらためて正式な見積書を徴収します。

企業としての取組確認票

次の1～7について、該当するものにチェックをしてください。ただし、「策定している」、「認定されている」、「達成している」を選択した場合は、証明できる文書を添付してください。

1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

- ☐ 策定し、労働局に届け出ている
- ☐ 策定していない

提出書類：労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- ☐ 認定を受けている
- ☐ 認定を受けていない

提出書類：「基準適合一般事業主認定通知書」の写し又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定

- ☐ 認定を受けている
- ☐ 認定を受けていない

提出書類：「認定通知書」の写し

4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得

- ☐ 認定されている
- ☐ 認定されていない

提出書類：「認定通知書」の写し

5 よこはまグッドバランス賞の認定

- ☐ 認定されている
- ☐ 認定されていない

提出書類：「認定通知書」の写し又は「認定証」の写し

6 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%以上の達成

- ☐ 達成している
- ☐ 達成していない

提出書類：最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」）の写し

7 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証

- ☐ 認定若しくは認証を受けている
- ☐ 認定若しくは認証を受けていない

提出書類：健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得している場合は「認定証の写し」
横浜健康経営認証を受けている場合は「認証通知書」の写し

商号又は名称
代表者職氏名

横浜市病院事業管理者
鈴木 宏昌

参加資格確認結果通知書

次の件のプロポーザルについて、参加資格確認結果を通知します。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

結果：資格を有することを認めます。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
DX推進室
TEL：045-753-2578
e-mail：by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp

商号又は名称
代表者職氏名

横浜市病院事業管理者
鈴木 宏昌

参加資格確認結果通知書

次の件のプロポーザルについて、参加資格確認結果を通知します。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

結果：資格を有することを認めません。
(理由)

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
DX推進室
TEL：045-753-2578
e-mail：by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

横浜市病院事業管理者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件のプロポーザルについて、所定の期日までに提案書等を提出してください。

件名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
----	------------------------------

提出書類

- 1 提案書（様式9） 提出期限：令和8年8月20日（木）17時まで（必着）
- 2 質問書（様式7） 提出期限：令和8年8月10日（月）12時（正午）まで（必着）

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

関係書類

- 1 業務説明書
- 2 募集要項
- 3 様式類電子データ（参考）

備考

プロポーザルの提出要請書には、当該事業の概要・基本計画等、プロポーザルの手続き、プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項、評価委員会及び評価に関する事項その他必要と認める書類を添付してください。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
DX推進室
TEL：045-753-2578
e-mail：by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

商号又は名称
担 当 部 署
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

質 問 書

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

質 問 事 項

(連絡担当者)
所 属
氏 名
電話番号
e-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

質 問 回 答 書

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

質 問 事 項	回 答

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

⑨

提 案 書

次の件のプロポーザルについて、提案書を提出します。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
----------	------------------------------

(連絡担当者)
所 属
氏 名
電話番号
e-mail

令和 年 月 日

横浜市病院事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
印※

辞 退 届

次の件のプロポーザルについて、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件 名	横浜市脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
----------	-----------------------------

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本 件 責 任 者	部 署 名 (任 意)	ふり がな 氏 名	
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任 意)	ふり がな 氏 名	
	連 絡 先		

注意事項

- 1 押印を省略した上で「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、受理しません。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、受理しません。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、受理しません。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	令和 年 月 日 時 分
	確認方法	申請書類・通知書・ 本人確認書類（ ） 電話・メールアドレス・FAX番号 その他（ ）
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

商号又は名称
代表者職氏名

横浜市病院事業管理者
鈴木 宏昌

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

結果：最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

理由：評価結果が基準点に達するとともに、その順位が第 1 位であったため

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
DX推進室
TEL：045-753-2578
e-mail：by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp

商号又は名称
代表者職氏名

横浜市病院事業管理者
鈴木 宏昌

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業
-----	------------------------------

結果：次の理由により特定しませんでした。

理由：評価結果が基準点に達していたが、その順位が第 位であったため

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
DX推進室
TEL：045-753-2578
e-mail：by-no-keiei@city.yokohama.lg.jp

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業 業 務 説 明 書

1 件名

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業

2 趣旨

当院の物流は、人力のほか、リニア搬送設備に大きく依存していますが、当該設備は開院当初から昼夜を問わず稼働する一方、平成 24 年度に比較的小規模な改良を行ったのみで経年劣化が著しく、近年では故障が頻発するようになっていきます。今後も当該設備を使用するためには、比較的早期に更新を行う必要がありますが、更新経費は数億円に上ると見込まれるほか、当該設備の搬送ルートが病院の躯体内に張り巡らされていることから、病院の運営を全く停止することなく更新を行うことは困難な状況です。

このような当院の事情を踏まえ、経営上のリスクを最大限回避しつつ、院内物流における病院職員（以下「職員」という。）の業務負担を軽減し、かつ薬剤・検体等の搬送物をタイムリーに搬送する手段について、他の医療機関における事例等も参考にしながら院内で検討を重ねてきた結果、予め設定したルートに基づき無線通信とセンサーによって安全に自律走行し、エレベーターや自動ドア・セキュリティドアと連携して各階を移動できる自律搬送ロボット（以下「ロボット」という。）を複数台導入し、定期・随時搬送を柔軟に行う運用に段階的に移行していくこととし、その端緒として、令和 8 年度にロボット 1 台を導入し運用を開始します。

なお、当該事業の実施者を選定するにあたっては、民間事業者のノウハウを活用するため公募型プロポーザル方式によることとします。

3 事業の概要

予め設定した搬送ルートを、無線通信とセンサーによって自らの位置を確認しながら自律的かつ安全に走行し、エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとも連携しながら各階を移動できる搬送用ロボットを導入し、院内搬送の一部を担わせることとします。

搬送物は、薬剤・検体等を想定しています。

搬送対象部署は、地下 1 階の救急外来、1 階の外来・薬剤部・検査部、2 階の I C U、3 階の東・西病棟、4 階の東・西病棟及び S C U、5 階東・西病棟の計 12 か所を想定しています。各部署の配置については別紙 3「病院平面図」を参照してください。

搬送ルートは、別紙 4「搬送ルート（案）」のとおり想定しています。なお、各階移動用エレベーターとしてはエレベーター 5 号機（別紙 3「病院平面図」における「E L V－5」）を利用する想定です。

搬送スケジュールについては、定時搬送・随時搬送の組合せを想定しています。

執行予定金額は、初期導入経費（エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの連携に係る経費を含む）及び運用経費（5 年間）の合計で 75,900 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額としています。

4 事業スケジュール（予定）

- (1) 契約締結
令和8年10月1日
- (2) 事前準備（搬送ルート及び運行スケジュールの設定、エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの連携に係る改修、運行リハーサル等）
令和8年10月1日から令和9年1月11日
- (3) 運行開始
令和9年1月12日
- (4) 契約期間満了
令和13年9月30日

5 ロボットの基本要件

- (1) 外形寸法は、概ね幅 500mm 以上 700mm 以内、奥行 500mm 以上 750mm 以内、高さ 1,200mm 以上 1,500mm 以内であることとします。
- (2) 本体の重量（空荷状態）は、概ね 200kg 以下であることとします。
- (3) 最大積載重量は、20kg 以上であることとします。
- (4) 収納庫容量は、50 リットル以上であることとします。
- (5) 稼働時間については、フル充電時で連続5時間以上稼働できるほか、充電がされていれば24時間365日稼働できることとします。
- (6) 充電については、自動充電機能を有していることとします。また、充電ゼロの状態から概ね3時間以内にフル充電できることとします。
- (7) 収納庫については施錠できるものとし、職員等権限が付与された者以外はこれを解錠できないこととします。また、職員が施錠・開錠操作を簡単かつ安全にできることとします。
- (8) 走行速度については、通常走行で概ね1～2km/h程度を想定していますが、混雑状況・時間帯・エリアに合わせた速度可変機能を有していることとします。
- (9) 搬送物について転倒、破損、液体の泡立ち・こぼれ等を生じさせることのないよう振動防止措置をとる等、搬送物を搬送前と同じ状態で安全に搬送できることとします。
- (10) 走行中は、音声等で周囲に走行中であることを案内する機能を有していることとします。
- (11) 走行中は、周囲に配慮し可能な限り静音で駆動できることとします。
- (12) 広範囲のセンシング機能を有し、立体的に障害物を判別して一定の距離から回避行動を実行できるほか、急な人の飛び出しをも迅速に感知し停止できることとします。また、階段等の段差を感知し転倒・転落を防止する措置が取られていることとします。
- (13) エレベーター及び複数の自動ドア・セキュリティドアと自動連携し、各階における平面移動及び各階間の上下移動が円滑にできることとします。
- (14) エレベーター籠への進入及び籠からの退出が円滑にできることとします（対象エレベーターについては、別紙2「院内物流関連情報」の2「エレベーター」参照）。
- (15) 各部署到着時は、病院が指定した位置に停止できることとし、かつ搬送スケジュールによって複数の停止位置が指定できることとします。
- (16) 各部署における発着の際には、これを職員に通知する機能を有していることとします。
- (17) 通信は、病院既存のキャリア回線又はWi-Fiを利用することを基本とし、ロボットの走行に必要な通信量を確保することとします（病院の通信環境については、別紙2「院内物

流関連情報」の4「利用可能な通信環境」参照)。

(18) ロボットの状態は遠隔監視できることとします。

(19) ドライブレコーダー機能を有していることとします。

(20) ロボットの稼働情報、病院の図面情報やドライブレコーダー映像情報については、日本国内のサーバーで管理し、厳重に保護する措置をとることとします。

(21) 搬送スケジュールについては、定時搬送・随時搬送のいずれにも対応可能で、かつ柔軟にこれらを組み合わせて編成することができることとします。

6 契約の締結

(1) 公募型プロポーザル方式によって事業実施候補者を特定した後、病院は当該事業実施候補者を優先交渉権者として業務仕様書の作成等、契約締結手続きを開始し、令和8年10月1日を目途に契約を締結（契約締結以降、事業実施候補者は「事業実施者」となります。）する予定です。

(2) 契約形態は、公募段階では特定していませんが、物品供給、定額料金による利用（サブスクリプション）、リース又はレンタルといった契約形態に沿って横浜市の所定の契約約款を適用又は準用します。

(3) 本事業は他の法人と協力し共同で事業に当たることも可としますが、本事業の主たる業務を担う者が代表者となることを条件とします。

7 準備期間における業務

(1) 契約締結からロボットの運行開始までの期間を準備期間とし、事業実施者は、当該期間中に運行開始に向けて次に掲げる業務を実施し完了することとします。なお、これらに要する経費については、初期導入経費として病院が負担します。

ア 本事業を遂行するにあたり、緊急時の対応も含め必要な業務実施体制及び病院との連絡体制を整備すること。

イ 本事業に必要な物件を調達・納品するとともに、これらを正常に稼働させるために必要な設定を行うこと。

ウ ロボットがエレベーターと連携し、各階に自動で移動できるようにするため、必要なエレベーターの改修を行うこと。

エ ロボットが自動ドア・セキュリティドアを自動で開扉し円滑に走行できるようにするため、必要な改修を行うこと。

オ 別紙3「病院平面図」及び別紙4「搬送ルート（案）」に基づき、病院と協議の上、搬送エリアの地図を作成し、搬送ルートを確定させること。

カ 病院と協議の上、搬送スケジュールを確定させること。

キ ロボットの安全かつ円滑な運行のため、必要に応じて通信環境を整備し又は通信環境の改善を図ること。

ク 事業に必要な官公庁等への届出・申請等がある場合は、これを行うこと。

ケ 職員に対し、ロボットの主要機能や操作方法等について事前に丁寧で分かり易い説明を行って理解を得ること。

コ ロボットの運用、操作方法等に関する病院用マニュアルを作成し、病院に提供すること。

サ 運行開始に向けたリハーサルを行い、検証を行って運行に支障が生じないよう万全を期すこと。

- (2) (1)のうちウのエレベーター改修、エの自動ドア・セキュリティドア改修、キの通信環境の整備又は改善については、事業実施者が自ら実施するほか、病院が契約主体となって実施することも可としますが、いずれにしても実施にあたっては、事業実施者が事前に計画書を作成し、病院の承認を得ることとします。
- (3) (1)の各事項を実施するにあたり、事業実施者は、業務上の安全確保、騒音対策、職員及び病院利用者の動線確保、人身事故又は物損事故の防止等に最大限配慮し、病院と事前に協議を行って承認を得た上で実施し、完了後は、これらが事前に病院が承認した内容どおりに行われたことについて、病院の確認を受けることとします。

8 運用期間における業務

- (1) ロボットの運行開始から契約期間満了までの期間を運用期間とし、事業実施者は、当該期間中に次に掲げる業務を実施することとします。なお、これらに要する経費については、不測の事態によって生じたものを除き、運用経費として病院が負担します。
- ア ロボット本体を始めとする各種機器・ソフトウェア等の維持管理、修繕、交換、保守を行うこと。
- イ ロボット搬送の運用状況に関する情報を適正に管理すること。また、病院の要請に基づいて適宜、情報提供を行うこと。
- ウ ロボットの運用に係る支援及び改善提案を行うこと。
- エ ロボットの故障その他の障害に 24 時間 365 日対応し、可及的速やかに復旧できるよう必要な措置を講じること。
- オ ロボットの運用に伴う効果の測定にあたって積極的に支援・協力を行うこと。
- カ 病院担当者を交えた定例会を開催し、ロボットの障害発生状況、運行実績等について報告するほか、必要に応じて改善提案や病院との協議等を行うこと。
- (2) (1)の各事項を実施するにあたり、病院運営に何らかの影響があると見込まれる場合については、事前又事後に病院にその内容を報告することとします。

9 緊急時の対応

地震、火災等の災害が発生した場合は、ロボットを所定の場所に退避させる等の安全措置をとることとします。

その他、運行中に事故、犯罪及びこれに準ずる事態が発生した場合は、病院利用者への影響回避を最優先として適切に対処するとともに、その内容を病院に報告することとします。

10 損害賠償

- (1) 事業実施者は、その責に帰する理由により、病院施設・設備の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損による物件の損害額に相当する金額を病院に支払うこととします。ただし、事業実施者が自らの負担において物件の損害を原状回復したときは、この限りではありません。
- (2) (1)に定める場合のほか、事業実施者が業務の不履行等によって病院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を病院に支払うこととします。

11 原状回復

事業実施者は、契約期間満了等によって事業を終了したときは、自らの負担で速やかに原状回復を行うこととします。ただし、初期導入段階で実施した施設・設備の改修や什器等の残置について病院が認める場合には、この限りではありません。

12 その他留意事項

- (1) 本事業の実施にあたって適用される法律、政令、省令、告示、条例、規則その他本市が示す関連規程等を遵守することとします。
- (2) 病院の理念、経営方針、D X推進基本方針及びD X戦略等を尊重することとします。
- (3) 病院の要望に可能な限り対応し、本事業が院内物流の手段として院内に浸透するよう最大限協力することとします。
- (4) 契約期間中の業務の内容及び経過全般を把握する担当者を置き、プロポーザルの内容に関わらず病院と連絡調整又は協議を行った上で、業務を誠実に遂行することとします。
- (5) 協力・共同事業者も含め、業務によって知り得た病院の情報（対外的に公表しているものを除き、病院が機密情報として取り扱う全ての情報）や患者等の病院利用者及び職員の個人情報については、関係法令や横浜市の条例、病院の個人情報保護基本方針等に規定されるところに従い厳正に保持あるいは保護することとします。なお、この取扱いについては、契約期間満了等によって事業を終了した後においても同様とします。
- (6) 協力・共同事業者も含め業務従事者に対し個人情報保護を徹底するための研修を実施するとともに、必要に応じて適切な指導を行うこととします。
- (7) 業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、事業実施者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うこととします。
- (8) 本業務説明書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、横浜市医療局病院経営本部契約規程及び横浜市の所定の契約約款によるほか、病院と事業実施者双方の協議の上で決定することとします。

病院の基本情報

1 病院名称及び所在地

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号）

2 開院年月

平成 11 年 8 月（病院 215 床、介護老人保健施設 40 床で開院）

3 用地

病院等（横浜市磯子区滝頭一丁目 2 番 1 号）	16,168 m ²
職員宿舎（横浜市磯子区丸山一丁目 26 番 27 号）	2,335 m ²
合計	18,503 m ²

4 延べ床面積

病院	35,324 m ²
介護老人保健施設（併設）	3,413 m ²
職員宿舎	3,056 m ²
合計	41,793 m ²

5 病床数

病院	300 床
介護老人保健施設（併設）	80 床

6 診療科目

脳神経内科、脳神経外科、整形外科、循環器内科、リハビリテーション科、総合診療科、眼科、放射線科、麻酔科（9 科）

※ 非常勤科として精神科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科・口腔外科、消化器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、泌尿器科

7 職員数（令和 8 年 6 月 1 日現在）

564 人（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）

8 日勤・夜勤者数（令和 7 年 7 月院内調査結果より）

日勤者数	平日	378 人	／	土・日・祝日	96 人
夜勤者数	平日	35 人	／	土・日・祝日	35 人

※ 上記 7 及び 8 の人数には、併設する介護老人保健施設（指定管理者制度による運営）の職員及び委託職員の人数は含んでいません。

9 1 日平均患者数（令和 7 年度実績、小数第 1 位で四捨五入）

入院患者数 247 人 ／ 外来患者数 166 人

院内物流関連情報

1 リニア搬送設備

リニア搬送設備は、軌道（水平軌道及び垂直軌道）約 580m、地下 2 階から 5 階までの 16 ステーションを対象に、24 台のキャリア・コンテナが平成 11 年 8 月の開院以来、昼夜を問わず稼働しています。近年では経年劣化が著しく、故障が頻発しているほか、交換部品の一部に既に供給停止となっているものがあります。

当該設備は、病院の躯体内に張り巡らされているため、病院の運営を停止することなく更新を行うことは困難と目されているほか、当初取得価額以上の更新経費が必要となる見込みです。

なお、リニア搬送設備の基本情報は次のとおりです

(1) 固定資産情報

ア 登録名称 「搬送機設備」

イ 取得年月日 平成 11 年 3 月 31 日（平成 24 年度の改良工事以外、大規模改修なし）

ウ 取得価額 367,911,231 円

エ 耐用年数 18 年

(2) 年間保守・点検料 11,030,360 円（令和 8 年度契約額）

2 エレベーター

地下 1 階から 5 階までの上下移動は、サービスエレベーターホール内「エレベーター 5 号機」を優先利用する想定です（別紙 3「病院平面図」及び別紙 4「搬送ルート（案）」参照）。

エレベーター 5 号機の基本情報は次のとおりです。

(1) 固定資産情報

ア 登録名称 「5 号機エレベーター」

イ 取得年月日 平成 11 年 3 月 31 日（以降、大規模改修なし）

ウ 耐用年数 17 年

(2) 定員 13 名

(3) 積載重量 900kg

(4) 内寸 （概ね）幅 1,600mm×奥行 1,350mm×高さ 2,300mm

(5) 乗り場側入り口付近の幅 （概ね）900mm

(6) 溝（乗り場側、籠側に各 1 か所） （概ね）奥行 18mm×深さ 17mm

(7) エレベーター籠と乗り場との隙間 （概ね）28mm

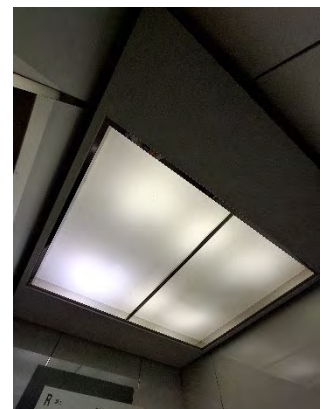
（参考）エレベーター 5 号機の状況



外観



外観（開扉状態）

エレベーター籠
内部床・壁エレベーター籠
内部天井

3 自動ドア・セキュリティドア

病院が想定する搬送ルート（別紙4「搬送ルート（案）」参照）のうち各階サービスエレベーターホール、救急外来（地下1階）、薬剤部（1階）、検査部（1階）、ICU（2階）には、タッチスイッチ、フットスイッチ、壁取付型センサーによって開錠する自動ドア・セキュリティドアがあります。

自動ドア・セキュリティドアの基本情報は次のとおりです。

(1) 固定資産情報

ア 登録名称 「自動ドア設備」

イ 取得年月日 平成11年3月31日（平成27年度に地下1階救急入口に電気錠の追加等を行った以外、大規模改修なし）

ウ 耐用年数 12年

(2) 別紙4「搬送ルート（案）」における各階自動ドア・セキュリティドアの状況

ア 地下1階

自動ドア（タッチスイッチ×1） 1枚

セキュリティドア（壁取付型センサー×1） 1枚

イ 1階

自動ドア（タッチスイッチ×1） 2枚

セキュリティドア（壁取付型センサー×1、タッチスイッチ×1） 2枚

ウ 2階

自動ドア（タッチスイッチ×1） 1枚

自動ドア（フットスイッチ×2） 2枚

エ 3階

セキュリティドア（壁取付型センサー×1、タッチスイッチ×1） 2枚

オ 4階

セキュリティドア（壁取付型センサー×1、タッチスイッチ×1） 2枚

カ 5階

セキュリティドア（壁取付型センサー×1、タッチスイッチ×1） 2枚

（参考）各スイッチ・センサーの外観



タッチスイッチ



フットスイッチ



壁取付型センサー



壁取付型センサー
＋タッチスイッチ

4 利用可能な通信環境

(1) キャリア回線

病院で業務用に使用しているスマートフォンについては、a u（KDD I 株式会社）回線を利用しており、地下1階から5階までについて、令和7年11月以降3回にわたり電波増幅器設置工事を実施し、電波利用環境の改善を図っています。

なお、a u回線については屋内基地局の設置についても検討しているところです。

(2) W i - F i 環境（病院利用者向け）

病院の「テレビシステム及びランドリー設置・運営事業」（令和8年4月から運営）の一環として、2階から5階までの病棟を対象に、病院利用者が無料で利用できるW i - F i 環境を整備しています。

なお、当該W i - F i 環境については、今後、地下1階（救急待合ホール）、1階（総合ホール、診療待合ホール）、2階（家族控室）にも対象範囲を拡大（令和8年7月下旬頃に施工）する予定です。

5 メッセンジャー業務

物品管理等業務委託の一環として、院内を定期的搬送ルート・搬送時間で巡回し検体・伝票等を回収するとともに各部署に搬送するメッセンジャー業務を行っています。

(1) 対象部署

- ア 病棟（2階I C U、3階東・西病棟、4階東・西病棟、4階S C U、5階東・西病棟）
- イ 救急外来（地下1階）
- ウ リハビリテーション部（地下1階）
- エ 画像診断部（地下1階）
- オ 薬剤部（1階）
- カ 検査部（1階）
- キ 管理部医事課（1階）
- ク 地域連携総合相談室（1階）

(2) 搬送スケジュール

搬送は平日の次の時間帯に行っており、土・日曜日及び祝日は搬送を行っていません。

- ア 8時30分～9時00分（各病棟で回収、地下1階及び1階各部署に搬送）
- イ 9時00分～9時30分（検査部で回収、各病棟等に搬送）
- ウ 13時00分～14時00分（地下1階及び1階各部署で回収、各病棟等に搬送）
- エ 16時00分～17時00分（地下1階及び1階各部署で回収、各病棟等に搬送）

その他、各部署の依頼に基づいて随時搬送を行う場合があります。

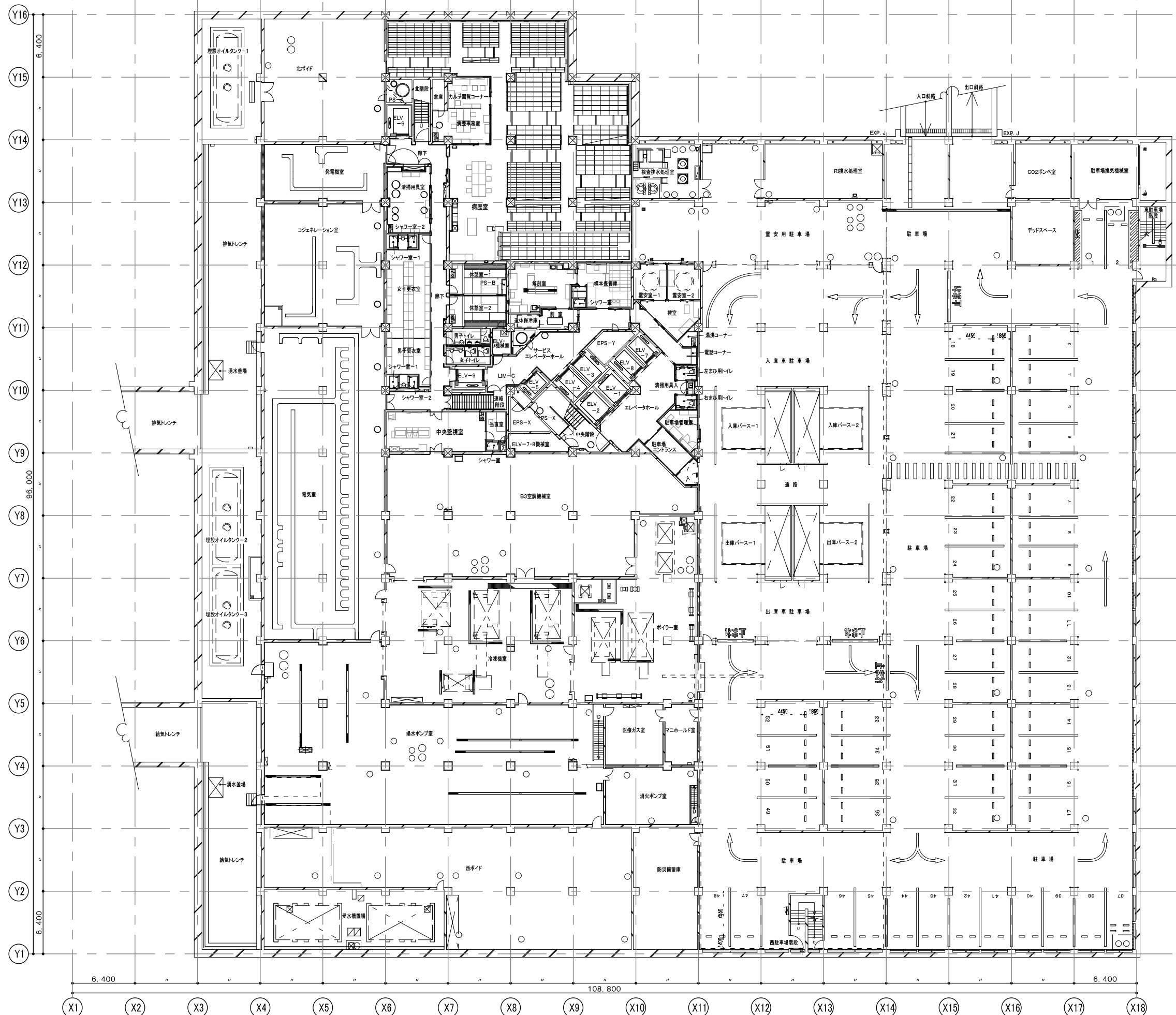
(3) 搬送対象物

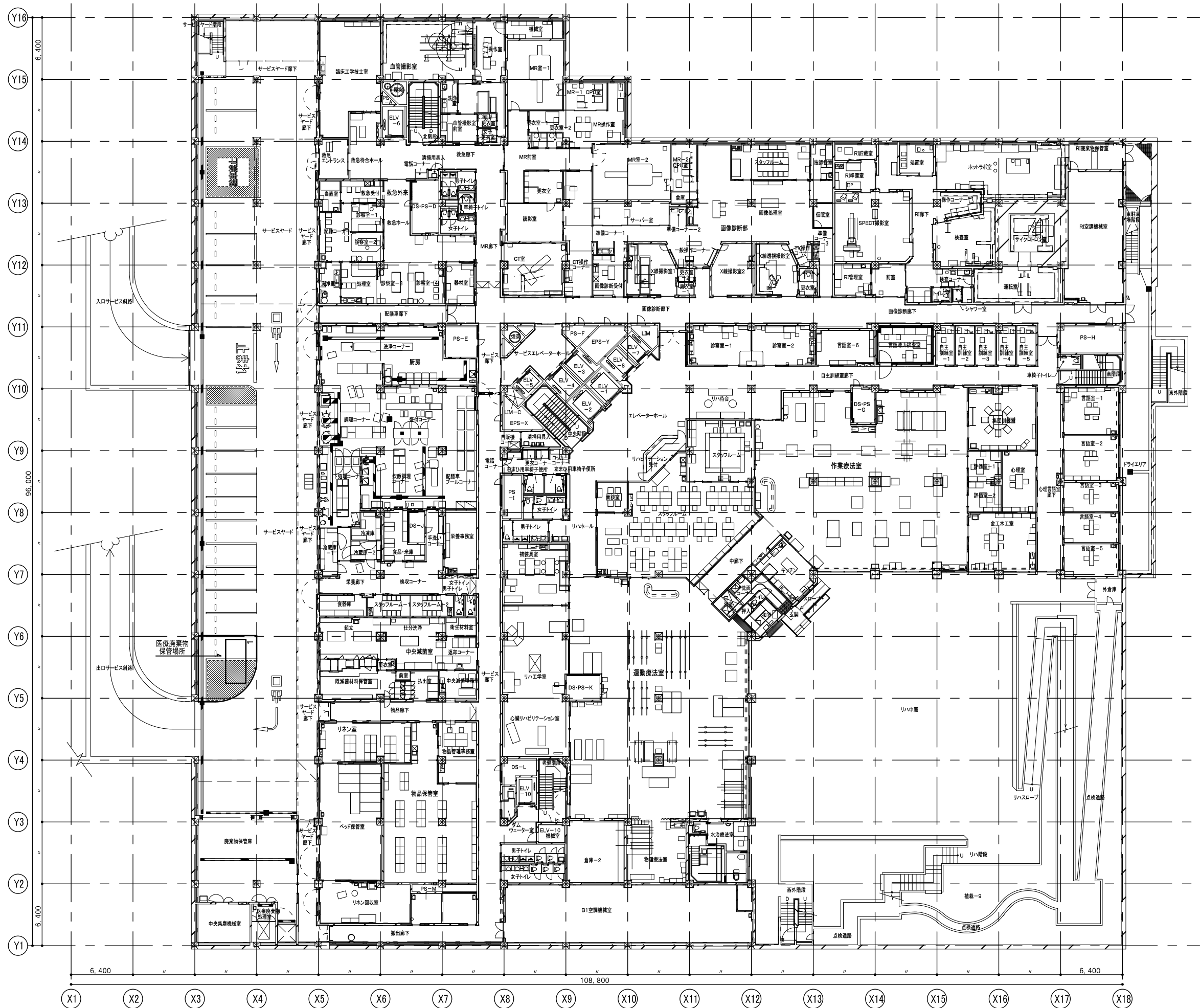
検体、各種依頼票、問診票、読影レポート等

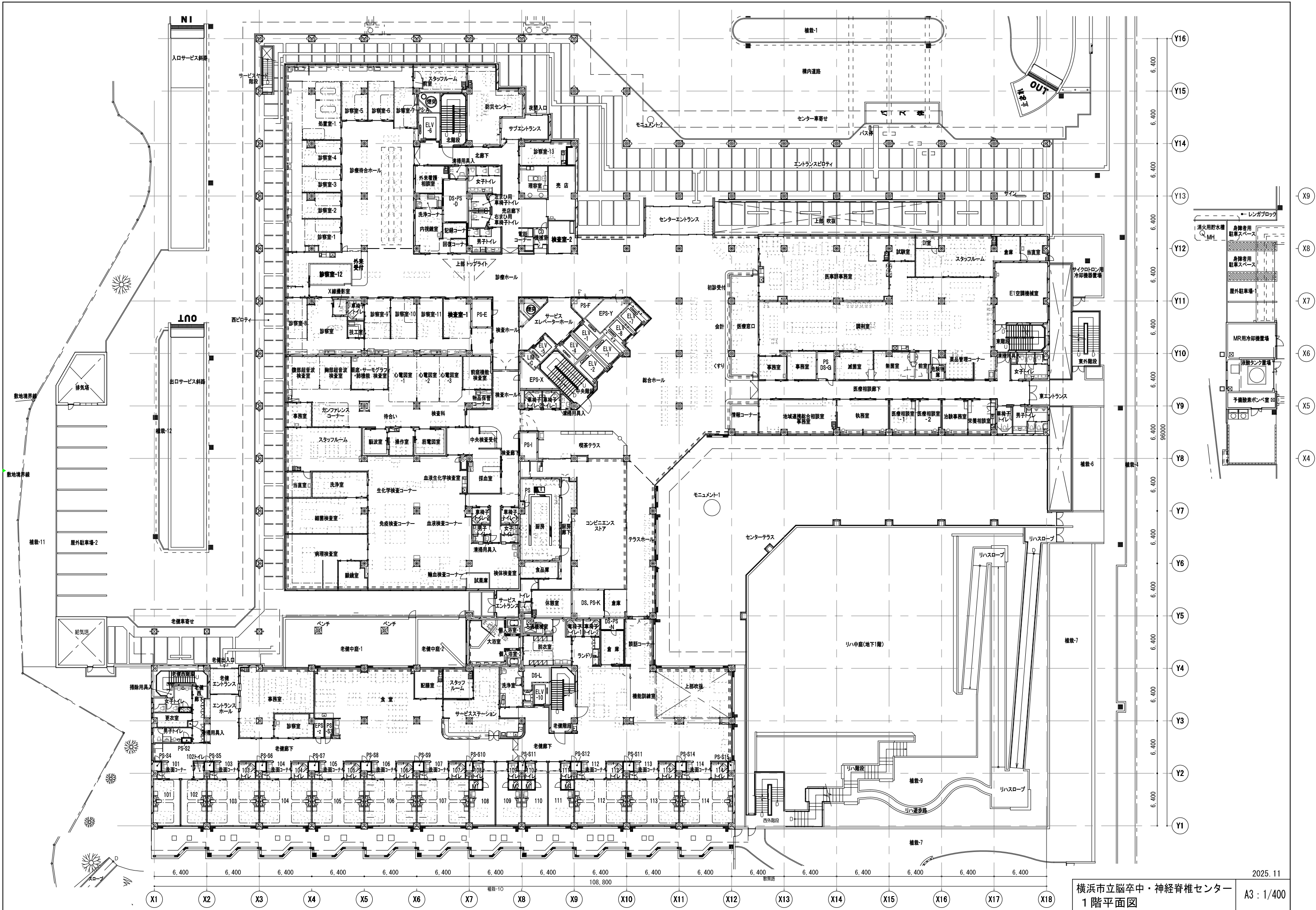
(参考) 院内物流関連事業者一覧

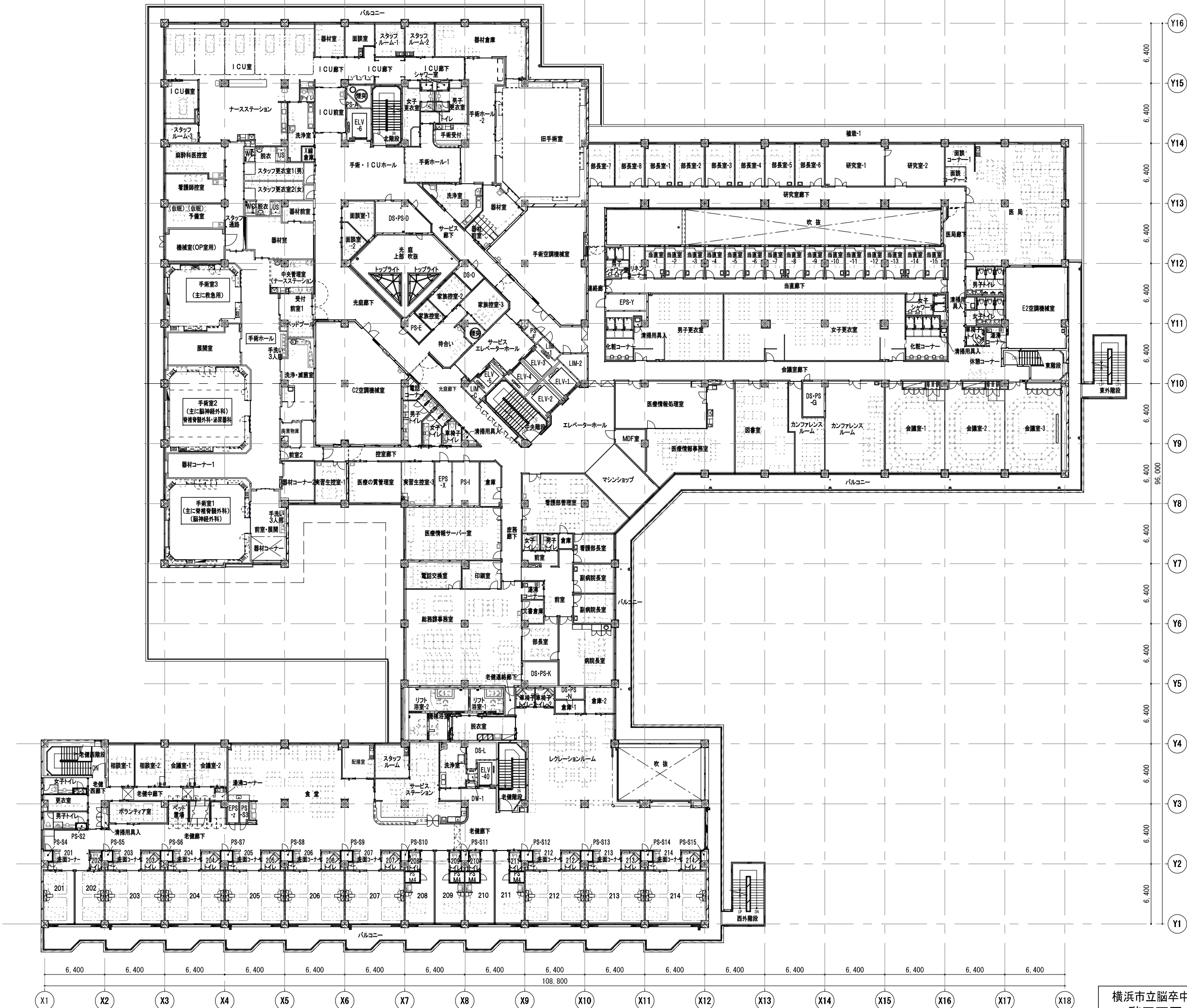
区 分	管理事業者の名称	所 在 地
リニア搬送設備	シンフォニアエンジニアリング 株式会社 東京支社	東京都 新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング
エレベーター	日本エレベーター製造株式会社 横浜出張所	神奈川県 横浜市中区住吉町2丁目24番2号 住吉24ビル
自動ドア・セキュリティドア	株式会社神奈川ナブコ	神奈川県 横浜市西区花咲町6丁目145番地 横浜花咲ビル
病院利用者向け W i - F i (テレビシステム及び ランドリー設置・ 運営事業の一部)	株式会社パースジャパン	東京都 文京区本郷5丁目26番4号 東京クリスタルビル
メッセンジャー 業務 (物品管理等業務委 託の一部)	株式会社エフエスユニマネジメ ント	東京都 港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー23階

病院平面図

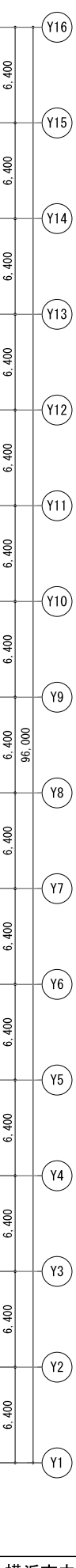


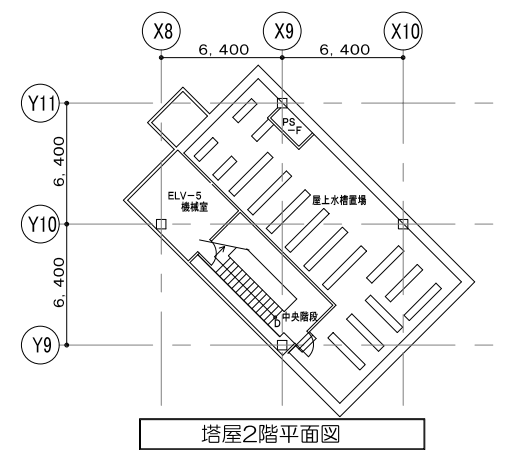
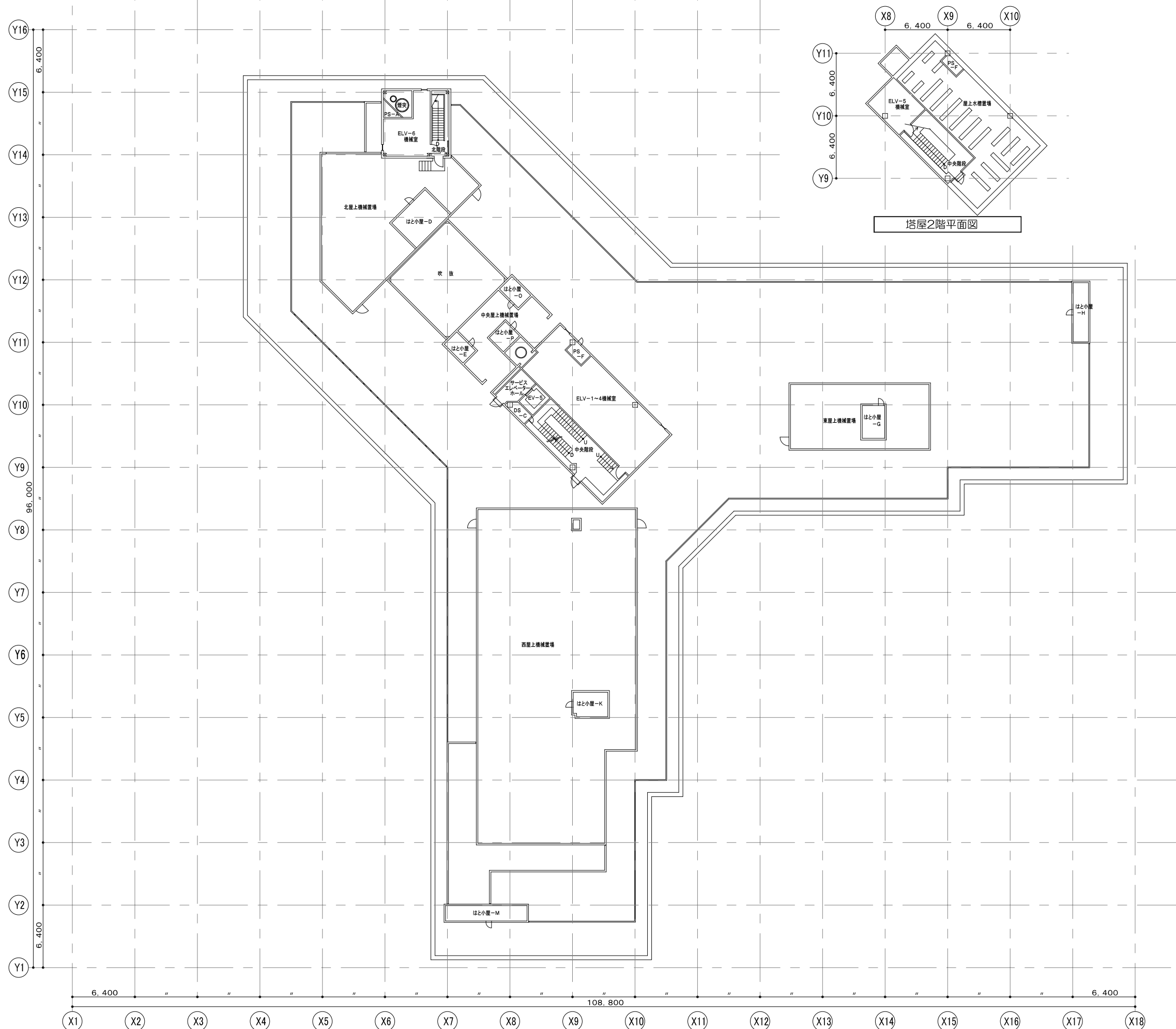






2025. 9

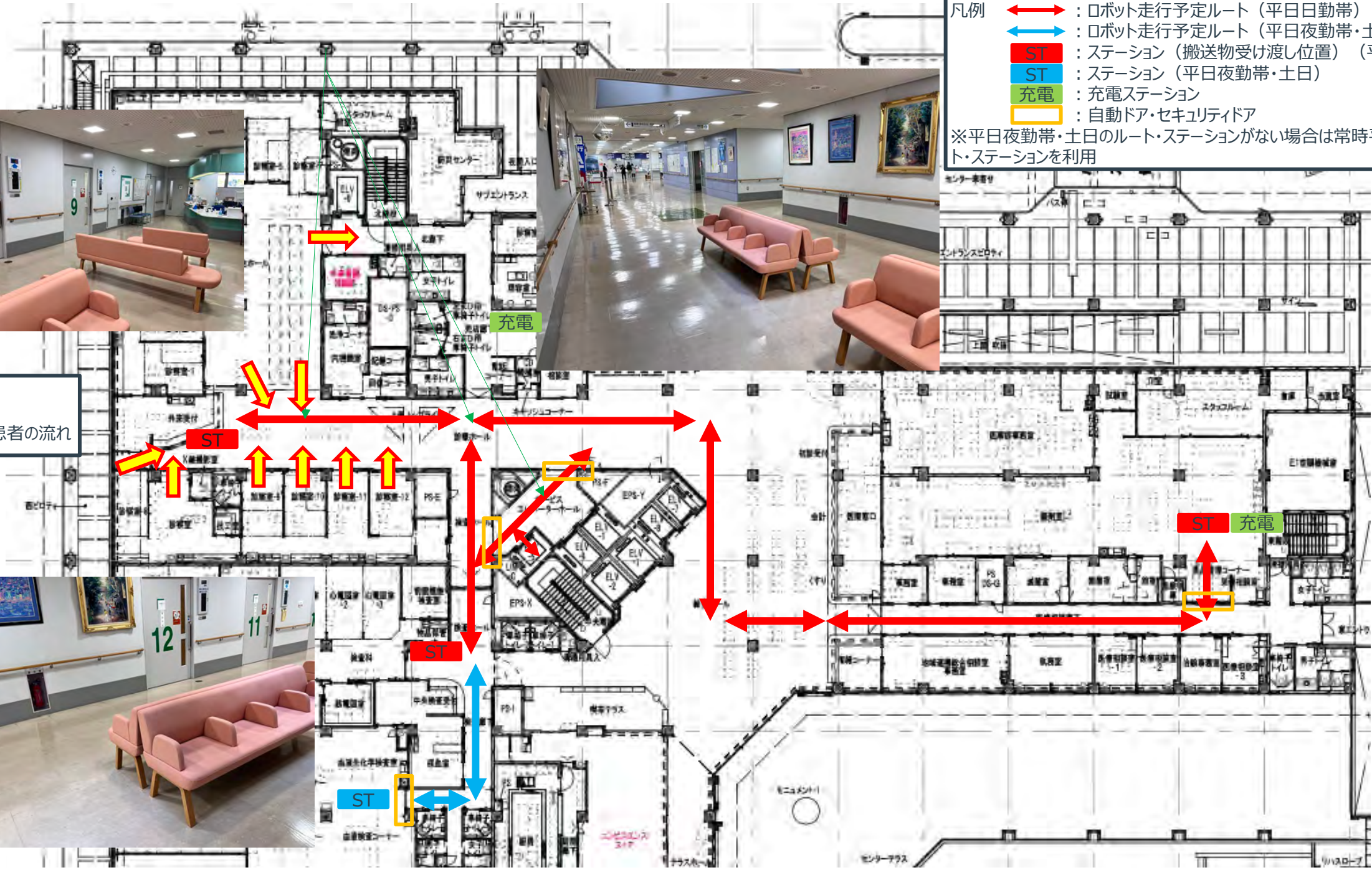


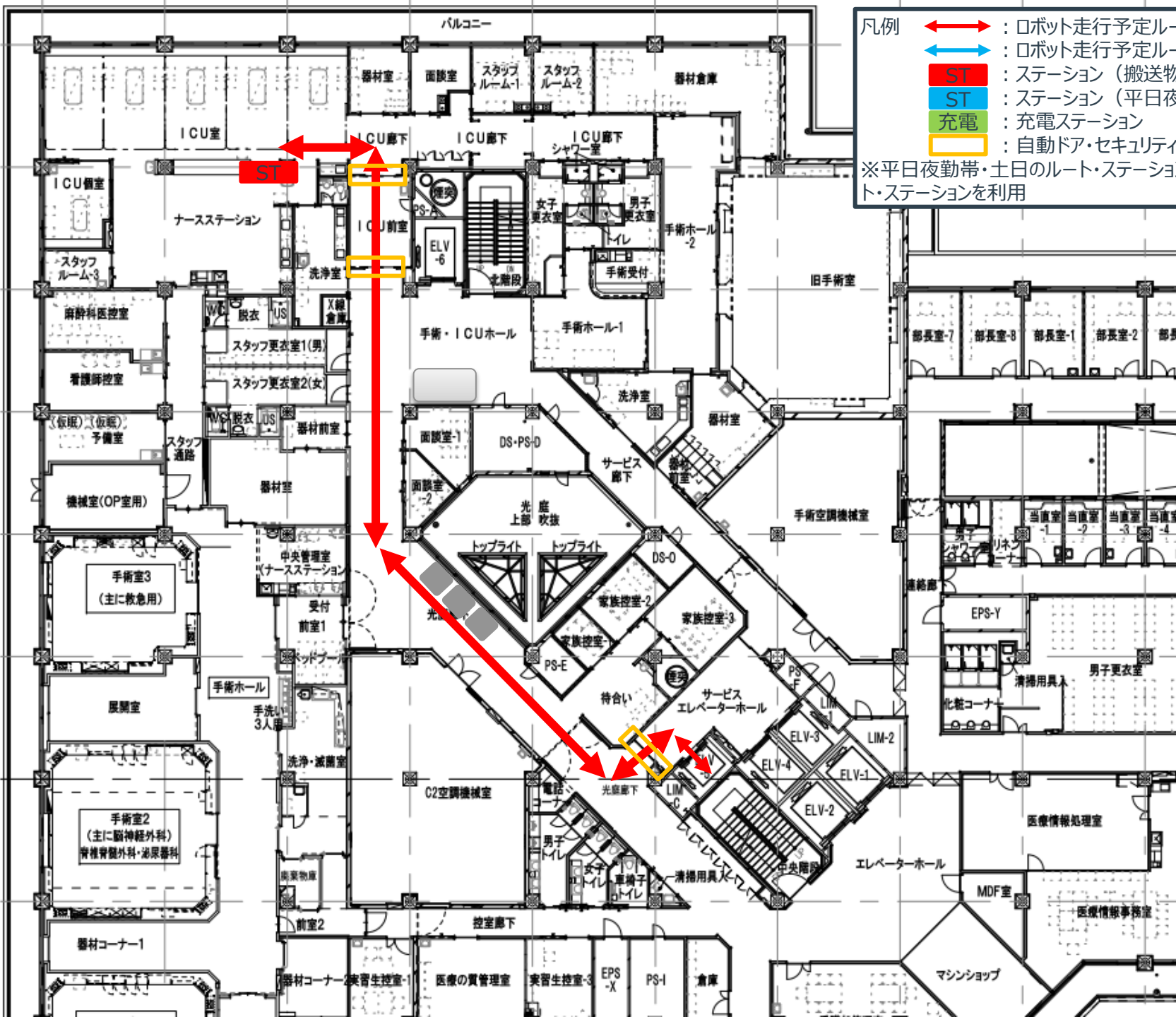




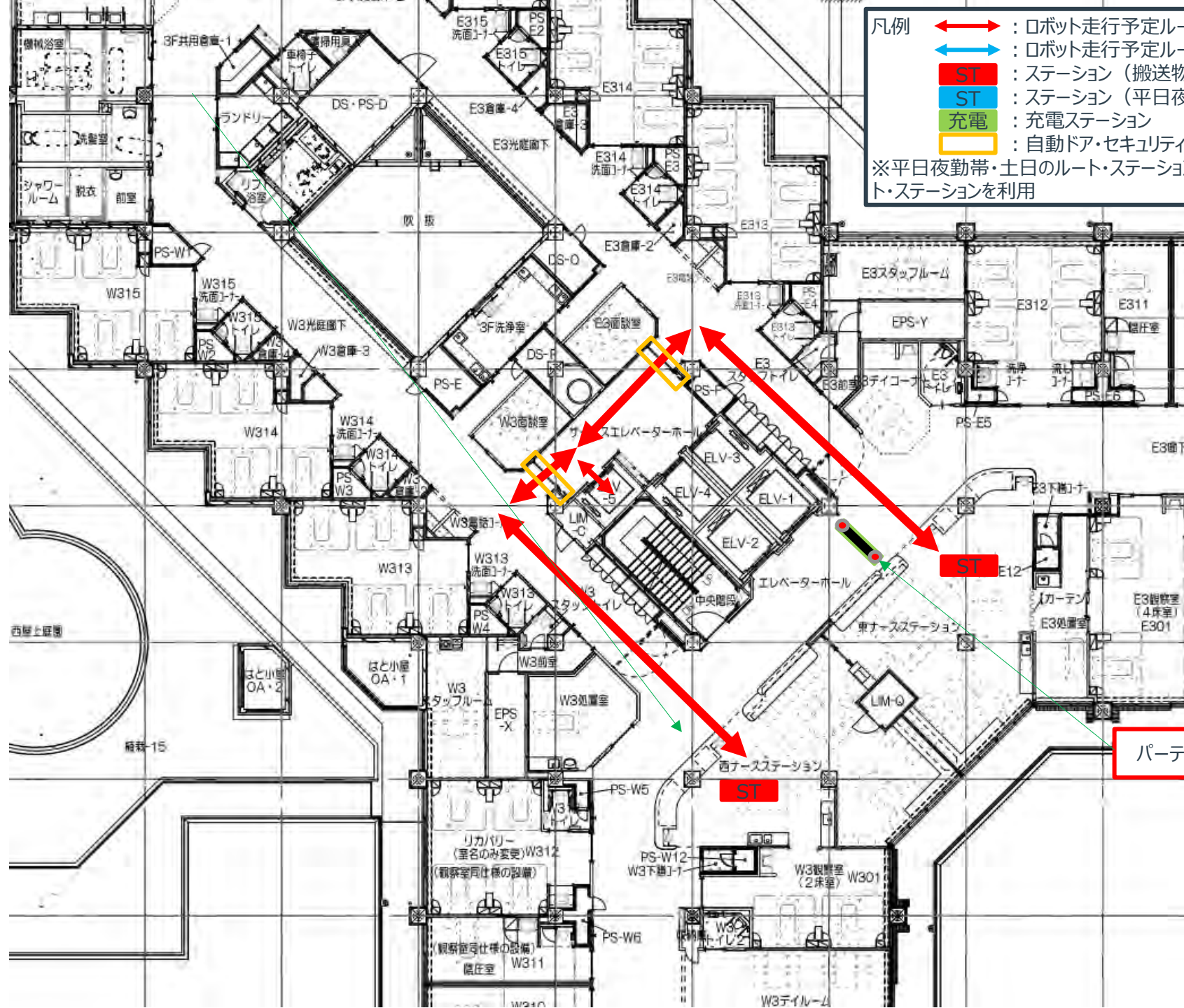
- 凡例
- ↔ (Red double arrow) : ロボット走行予定ルート (平日日勤帯)
 - ↔ (Blue double arrow) : ロボット走行予定ルート (平日夜勤帯・土日)
 - ST (Red box) : ステーション (搬送物受け渡し位置) (平日日勤帯)
 - ST (Blue box) : ステーション (平日夜勤帯・土日)
 - 充電 (Green box) : 充電ステーション
 - (Yellow box) : 自動ドア・セキュリティドア
- ※平日夜勤帯・土日のルート・ステーションがない場合は常時平日日勤帯ルート・ステーションを利用

診察後の患者の流れ





- 凡例
- : ロボット走行予定ルート (平日日勤帯)
 - : ロボット走行予定ルート (平日夜勤帯・土日)
 - ST : ステーション (搬送物受け渡し位置) (平日日勤帯)
 - ST : ステーション (平日夜勤帯・土日)
 - 充電 : 充電ステーション
 - : 自動ドア・セキュリティドア
- ※平日夜勤帯・土日のルート・ステーションがない場合は常時平日日勤帯ルート・ステーションを利用

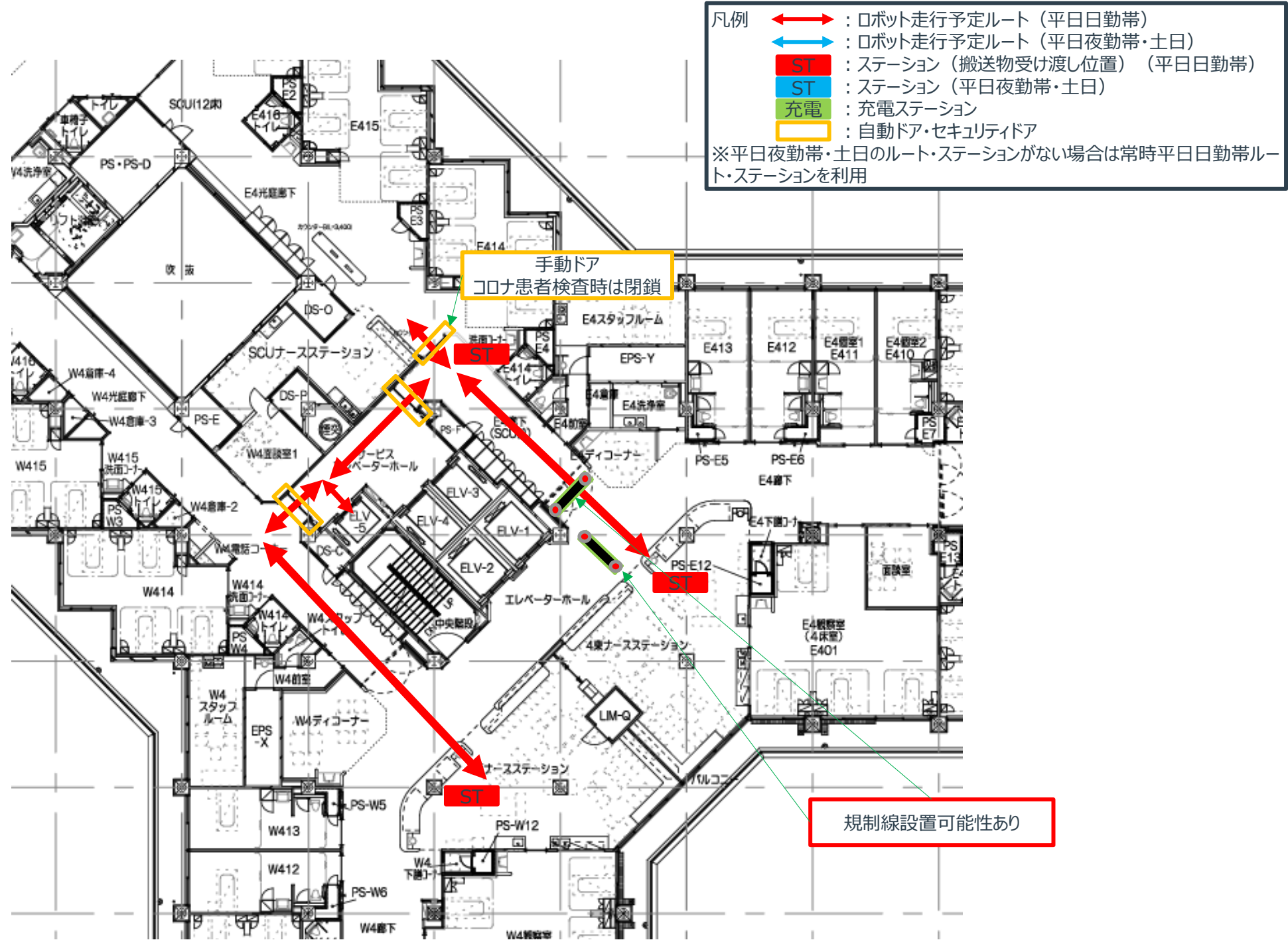


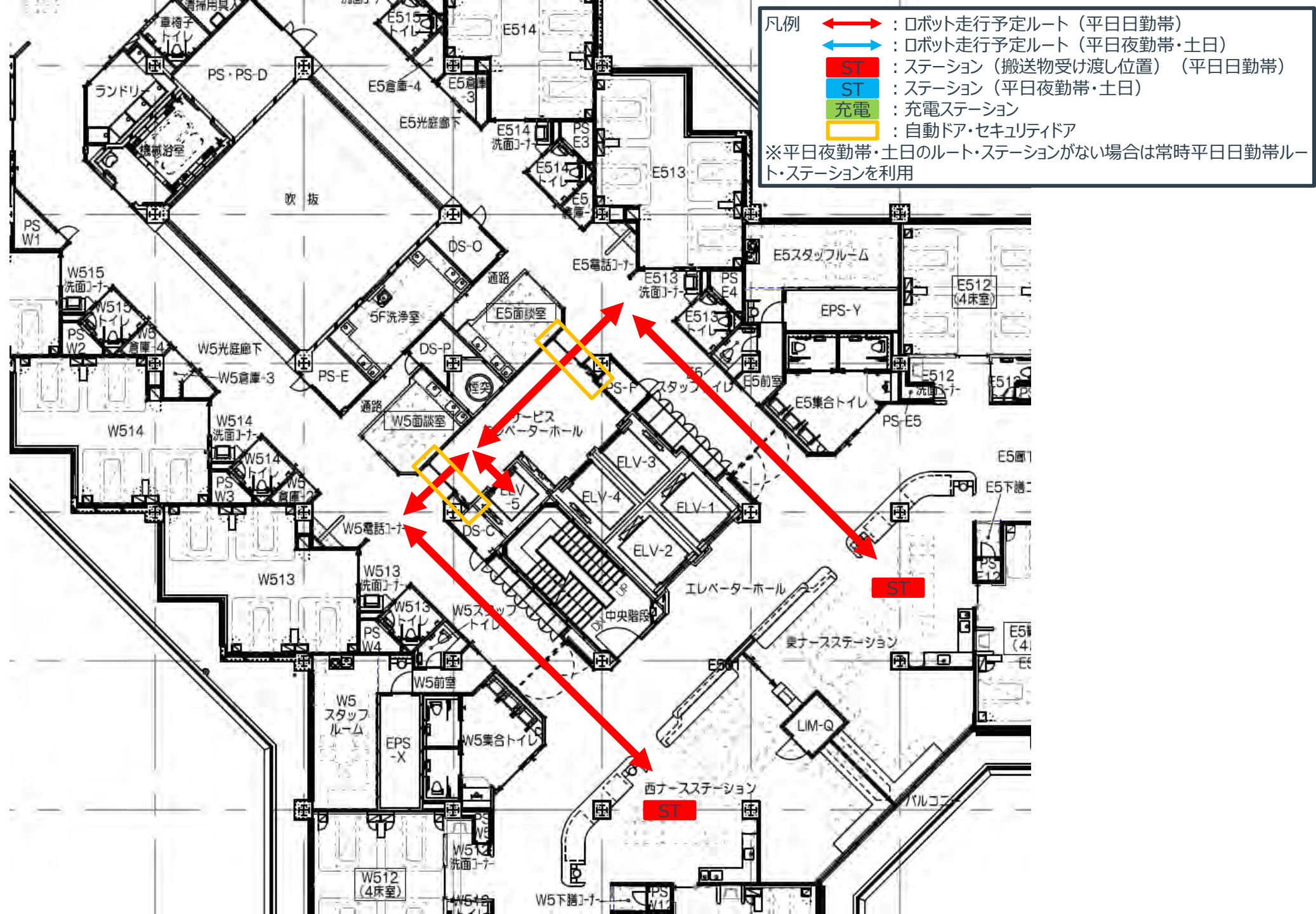
凡例

- ↔ (Red) : ロボット走行予定ルート (平日日勤帯)
- ↔ (Blue) : ロボット走行予定ルート (平日夜勤帯・土日)
- ST (Red Box) : ステーション (搬送物受け渡し位置) (平日日勤帯)
- ST (Blue Box) : ステーション (平日夜勤帯・土日)
- 充電 (Green Box) : 充電ステーション
- 自動ドア・セキュリティドア (Yellow Box) : 自動ドア・セキュリティドア

※平日夜勤帯・土日のルート・ステーションがない場合は常時平日日勤帯ルート・ステーションを利用

パーティション (椅子) あり





病院の財務状況

1 損益計算書（直近 5 か年度）

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
医 業 収 益	5,551	5,913	6,165	6,254	6,444
医 業 費 用	7,730	7,999	8,252	8,306	8,759
医 業 損 益	△ 2,179	△ 2,086	△ 2,088	△ 2,052	△ 2,315
経 常 損 益	180	892	599	51	327
純 損 益	163	887	598	62	470

2 貸借対照表（直近 5 か年度）

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
固 定 資 産	16,594	16,156	15,760	15,398	16,204
流 動 資 産	1,401	1,951	2,016	1,648	2,595
資 産 合 計	17,995	18,107	17,776	17,047	18,799
固 定 負 債	10,630	9,356	8,351	7,487	7,366
流 動 負 債	11,022	10,857	10,434	10,234	12,050
繰 延 収 益	3,481	4,146	4,645	4,918	5,452
負 債 合 計	25,134	24,359	23,430	22,638	24,868
資 本 金	11,248	11,248	11,248	11,248	11,248
剰 余 金	△ 18,387	△ 17,500	△ 16,902	△ 16,840	△ 17,317
資 本 合 計	△ 7,139	△ 6,252	△ 5,654	△ 5,592	△ 6,069

3 キャッシュ・フロー計算書（直近 5 か年度）

(単位：百万円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
業務活動 C / F	601	662	892	445	728
投資活動 C / F	717	746	647	452	256
財務活動 C / F	△ 1,280	△ 1,396	△ 1,185	△ 1,054	37
資金期末残高	132	144	499	342	1,363

※ 令和 7 年度決算については、令和 8 年 7 月中に速報値が公表される予定です。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業 提案書評価基準

1 基本的な評価事項について

「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業」の事業実施候補者の特定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター自律搬送ロボット導入事業プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施し、各提案者の順位を決定します。

2 評価方法について

- (1) 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、提案書の内容、提案内容に対するヒアリング及び走行試験の結果を踏まえ、「表 プロポーザル評価表」に沿って評価し、評価点を与えます。委員1人あたりの評価点の満点は400点とします。
- (2) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、「表 プロポーザル評価表」のとおりです。
- (3) 全ての評価は絶対評価により行います。
- (4) 委員の持ち点合計の55%を基準点とします（委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は2,400点、基準点は1,320点）。基準点に達しない場合は不適格とします。
- (5) 委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、評価点の合計が最も高い提案を行った者との契約について、脳卒中・神経脊椎センター第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 評価点の合計が最も高い者が2人以上ある場合は、評価項目のうち「5 技術力」の評価点の合計によって順位を決定します。
- (3) (2)において、「5 技術力」の評価点の合計によっても順位が決定しない場合は、「6 病院運営に対する理解及び配慮」の評価点の合計によって順位を決定します。
- (4) (3)において、「6 病院運営に対する理解及び配慮」の評価点の合計によってもなお順位が決定しない場合は、委員の投票により当該同点者の順位を決定します。なお、委員の投票結果によっても順位が決定しない場合は、委員長の判断により順位を決定します。

表 プロポーザル評価表（提案説明・ヒアリング）

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
1 事業実施方針			10点	
(1) 事業目標・事業実施方針	事業の目的を理解した上で事業の目標及び事業実施方針を提示しているか。	5 1	×1	5点
(2) 事業スケジュール	事業の実施に際し、適切で無理のないスケジュールが組まれているか。	5 1	×1	5点
2 事業実施体制			15点	
(1) 倫理・法令等の遵守、個人情報保護及び内部統制の方針・仕組み	提案者全体として、倫理・法令等の遵守、個人情報の保護及び内部統制について明確な方針を定め、これを実行する仕組みを構築しているか。	5 3 1	×1	5点
(2) 事業実施体制	各種調整や準備等に必要な工程を適切に理解しており、提案者全体として責任が明確で、確実な運営が期待できるか。また、病院との情報共有・コミュニケーションの手段について明確に示されているか。	5 3 1	×1	5点
(3) 安全管理体制	緊急時の対応（事故・災害発生時等における情報受伝達手段の確保、個人情報等の情報漏えい時の迅速対応等）が明確に示されているか。	5 3 1	×1	5点
3 財務状況			20点	
(1) 収益性（売上高）	提案者から事前に提出された損益計算書において、売上高は増加しているか。	5 3 1	×1	5点
(2) 収益性（営業利益）	提案者から事前に提出された損益計算書において、営業利益は増加しているか。	5 3 1	×1	5点
(3) 財務の安定性（自己資本比率）	提案者から事前に提出された貸借対照表において、自己資本比率は適正な水準か。	5 3 1	×1	5点
(4) 財務の安定性（有利子負債自己資本比率）	提案者から事前に提出された貸借対照表において、有利子負債自己資本比率は適正な水準か。	5 3 1	×1	5点

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
4 業務の実績			10点	
(1) 病院における実績	令和4年4月1日から参加意向申出書提出時点までの期間に、病床数200床以上の病院において自律搬送ロボットを導入し運用している実績があるか。	5・4・3・2・1	×2	10点
5 技術力			120点	
(1) 走行安定性・安全性（搬送ルートにおける適確かつ遅滞のない走行）	搬送ルート（案）を正確に把握し、当該ルートにおける適確かつ遅滞のない走行が実現できるか。	5・3・1	×2	10点
(2) 走行安定性・安全性（転倒・転落防止）	走行中に転倒すること又は階段等から転落することがないように対策がなされているか。	5・3・1	×2	10点
(3) 走行安定性・安全性（搬送物の安全な搬送）	搬送物について転倒、破損、液体の泡立ち・こぼれ等を生じさせることなく、収納前と同じ状態で安全に搬送できるか。	5・3・1	×2	10点
(4) 走行安定性・安全性（障害物の回避）	人・物・階段等の危険場所を正確に感知してこれを回避し、あるいは急な人の飛び出しをも迅速に感知して停止する等、障害物に衝突・接触することなく安全・円滑に走行できるか。	5・3・1	×2	10点
(5) 走行安定性・安全性（発着の通知及び位置情報確認）	各地点における出発又は到着を職員に通知し、あるいは職員が走行中の位置情報を確認できる等、搬送を遅滞なく確実に行う機能を備えているか。	5・3・1	×2	10点
(6) 収納庫の容量・積載重量	収納庫の容量及び積載重量は院内搬送手段として十分か。	5・3・1	×2	10点
(7) 収納庫の安全性	施錠管理の方法、内部構造、温度・湿度への配慮等、収納庫は搬送物を安全に搬送できるものとなっているか。	5・3・1	×2	10点
(8) 搬送スケジュール（定時搬送・随時搬送）の柔軟性	定時搬送又は随時搬送あるいはこれらの組合せといった柔軟な搬送スケジュールを編成し、実際に運行できるか。	5・3・1	×2	10点

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
(9) 搬送の持続性	充電に必要な時間及びフル充電時の走行可能時間は、搬送の持続性を確保できるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(10) 操作性（呼び出し・送り出し）	ロボットの呼び出し及び送り出しは簡単にできるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(11) 操作性（収納庫の開閉、搬送物の出し入れ）	ロボットの収納庫の開閉や搬送物の出し入れは簡単かつ安全にできるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(12) その他、病院に有用な独自の機能又は提案	(1)～(11)のほか、病院に有用と期待できる独自の機能又は提案があるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
6 病院運営に対する理解及び配慮			150点	
(1) エレベーター及び自動ドア・セキュリティドアとの連携	搬送に利用する予定のエレベーター及び各所の自動ドア・セキュリティドアとの連携は円滑に行うことができるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(2) 充電ステーションの設置場所	充電ステーションの設置場所は、搬送の安定性及び持続性の観点から適確な場所が想定されているか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(3) 安定的な通信の確保	病院の通信環境を踏まえた上で、搬送の安定性及び持続性の観点から十分な通信手段が確保されているか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(4) 外部環境への影響（騒音・振動等）に対する対策	騒音・振動等、外部環境に悪影響を与えると想定される要因について十分な対策がなされているか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(5) その他、病院施設・設備上の特性又は課題の把握とこれに対する対策	ロボットを導入・運用する上で病院の施設・設備上の特性又は課題を正確に把握し、これに対する適確な対策を用意しているか。	5 ・ 3 ・ 1	×6	30点

評 価 項 目	評 価 の 主 な 着 目 点	評 価	採 点	
			比 率	配 点
(6) 導入効果及び参考見積価格	ロボット1台の導入効果はどの程度期待できるか。一方で、参考見積価格から推測される病院経営への負担はどの程度のものか。	5 ・ 3 ・ 1	×10	50点
(7) その他、病院経営に資する提案	ロボットの複数台運用によって実現できる経費削減、財源確保等、ロボットの導入効果を高め、病院経営を好転させるような提案があるか。	5 ・ 3 ・ 1	×6	30点
7 S D G s の取組			5点	
(1) S D G s の取組	S D G s (Sustainable Development Goals) に積極的に取り組んでいるか。	5 ・ 3 ・ 1	×1	5点
8 ワークライフバランスに関する取組			5点	
(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		該当する ・ 該当しない	×1	1点
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）の取得		該当する ・ 該当しない	×1	1点
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		該当する ・ 該当しない	×1	1点
(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得		該当する ・ 該当しない	×1	1点
(5) よこはまグッドバランス賞の認定		該当する ・ 該当しない	×1	1点
9 障害者雇用に関する取組			2点	
(1) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.7%以上の達成（従業員37.5人以上の場合）又は障害者を1人以上雇用（従業員37.5人未満）		該当する ・ 該当しない	×1	2点
10 健康経営に関する取組			3点	
(1) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証		該当する ・ 該当しない	×1	3点
合 計			340点	

表 プロポーザル評価表（走行試験）

評価項目	評価の主な着目点	評価	採点	
			比率	配点
5 技術力			60点	
(1) 走行安定性・安全性（搬送ルートにおける適確かつ遅滞のない走行）	搬送ルート（案）を正確に把握し、当該ルートにおける適確かつ遅滞のない走行が実現できるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(2) 走行安定性・安全性（転倒・転落防止）	走行中に転倒すること又は階段等から転落することがないように対策がなされているか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(3) 走行安定性・安全性（搬送物の安全な搬送）	搬送物について転倒、破損、液体の泡立ち・こぼれ等を生じさせることなく、収納前と同じ状態で安全に搬送できるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(4) 走行安定性・安全性（障害物の回避）	人・物・階段等の危険場所を正確に感知してこれを回避し、あるいは急な人の飛び出しをも迅速に感知して停止する等、障害物に衝突・接触することなく安全・円滑に走行できるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(10) 操作性（呼び出し・送り出し）	ロボットの呼び出し及び送り出しは簡単にできるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
(11) 操作性（収納庫の開閉、搬送物の出し入れ）	ロボットの収納庫の開閉や搬送物の出し入れは簡単かつ安全にできるか。	5 ・ 3 ・ 1	×2	10点
合 計			60点	